

特定保健用食品

特定保健用食品は、「食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対し、その摂取により、当該保健の目的が期待できる旨の表示をするもの」と定義されている（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令平成21年内閣府令第57号第2条第1項第5号に規定する食品）。特定保健用食品は、平成3年に当時の厚生省により創設され、その所管は平成21年に消費者庁に移行した。対象食品は、日常的に食されている食品で、サプリメントの形状をした食品を含む。特定保健用食品は、からだの生理学的機能に影響を与える食品成分（関与成分）含むもので、販売するには消費者庁長官の許可を受けなければならない（健康増進法第43条第1項）。また、その表示について許可を受ける際には、規格または要件の適合性について国の審査を受けなければならない。図に特定保健用食品の種類と各食品の角解を示した。

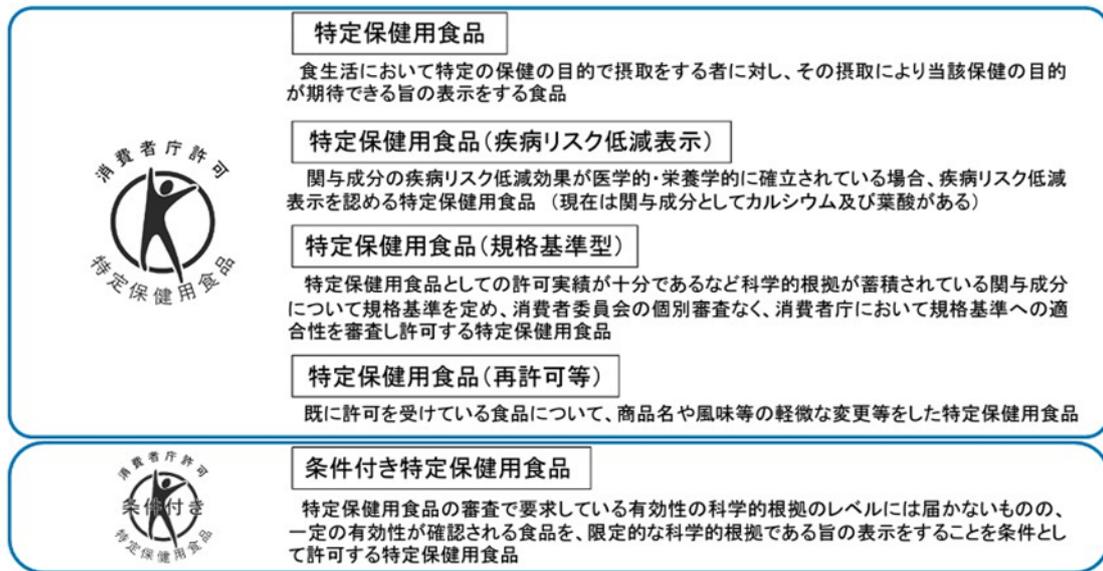


図 特定保健用食品の種類とその角解（消費者庁ホームページより）。

特定の保健の用途として、「お腹の調子を整える」「コレステロールが高めの方に適する」「食後血糖値の上昇を穏やかにする」「血圧が高めの方に適する」「中性脂肪または低脂肪が気になる方に適する」「骨の健康維持に役立つ」「歯の健康維持に役立つ」「ミネラルの吸収を助ける」「肌の水分を逃しにくい」等の表示ができる。令和5年、個別評価型の疾病リスク低減表示として、う蝕に係る疾病リスク低減表示が追加された。また、個別評価型の疾病リスク低減表示をする食品として、ドコサヘキサエン酸（DHA）・エイコサペンタエン酸（EPA）と心血管疾患のリスク低減の可能性を表示する食品が許可されている。特定保健用食品の許可件数は、平成5年に第1号が許可されてから、令和5年6月時点で1,055件である。